

武雄市農業委員会

令和元年9月総会議事録

令和元年9月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年9月5日(木)
(開会) 13時30分 (閉会) 15時00分

2. 場 所 武雄市文化会館 中集会室B

3. 農業委員出席状況 出席者 17人 欠席者 2人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	—	○
9	松尾 隆雄	—	○	19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号 農地転用後の事業計画変更承認申請について	1件
議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号 武雄市非農地証明願いについて	1件
報告第1号 農地等形状変更届出について	1件

6. 議事内容 以降記載

————— 《事務局職員の人事異動について報告》 —————

開会に先立ち、9月1日付け事務局職員の人事異動について報告及び対象職員のあいさつが行われた。

————— 《開会》 —————

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、令和元年9月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、9番 松尾隆雄 委員、18番 相原經憲 委員、以上2名の委員から欠席の届け出があっております。在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から令和元年9月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第5号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。14番 永石芳彦 委員、19番 岩橋久美 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元年8月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

7月後半以降、各町の委員さんで、農地利用状況調査を行っていただいております。日程については表に記載している通りです。

8月27日に調査委員会を開催し、農地法第5条の転用許可2件について審議を行ったところです。その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況について報告いたします。5月の総会で審議をした太陽光発電施設2件についてはまだ審議中です。6月の総会で審議した〇〇〇〇については、補助金が決定し、資金証明の提出がありましたので、まもなく許可が出るものと思われます。7月の総会で審議をしました〇〇〇〇については8月の〇〇〇〇と一緒に開発申請がされておりますので一緒に許可が出る予定です。8月審議分は10件がまだ県の審査中です。以上です。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合の届出です。先月は、資料に記載している4件について届出がされております。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

8月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双

方に対し、8月8付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、8月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が2件提出されております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、401㎡。譲受人は「家庭菜園として利用したい。」ということで申請が出されています。申請地は今年7月の総会で特例農地の指定を受けた農地です。空き家と一緒の価格となっておりますので農地だけの価格は不明です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、481㎡。譲渡人は「市外在住のため管理できない。」譲受人は「自宅隣地で管理しやすい。」ということで申請されています。農地の価格は1反当たり〇〇〇〇円です。

以上、申請番号1番は、50アールの下限面積以外は要件を満たしていると判断しています。申請番号2番については、3つの判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

〇〇番委員 1番の件ですが、空き家バンクに登録をされていた空き家の横にこの畑がありました。それで特例農地の指定を受けていた案件です。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、議案第1号について、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 空き家が大体いくら位で売買があっているかご存知ありませんか。農業委

員が相談を受けることもありますので。

会 長 私の身内の例を言えば、税務課の評価額が建物の基本の価格になりました。もちろん相手がいる話ですので、それから増減はありました。空き家なので、買った後にリフォームする必要もありますので。

〇〇番委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。(なし。) それでは、他に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による2件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による2件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第2号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出をされています。この8件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。東川登町の田7筆、畑12筆、計19筆、33,200㎡。「現在、市内の工業団地が完売している。さらなる雇用の拡大に向け、申請地に工業団地を整備したい。」という事で武雄市から申請されています。

同時利用地として山林・原野・公衆用道路145,500㎡を合せて全体で178,700㎡、工業用地2区画、道路、公園その他が計画されています。工事完成時期は令和3年3月末です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計1,242㎡。「申請地は交通の便が良く、周囲は住宅化が進み、共同住宅の需要が見込めると思い計画した。」という事で共同住宅1棟、10戸が計画されています。工事完成時期は令和2年3月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地すること

が困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、394㎡。「現在、市外に住んでいるが、将来を考え実家近くに一般住宅を建てたい。」という事で申請されています。同時利用地として雑種地45㎡を合せて全体で439㎡で計画されています。工事完成時期は令和2年3月20日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、906㎡。「現在の資材置場が手狭になったため、事業所隣地に拡張したい。」という事で貸資材置場が申請されています。工事完成時期は令和元年11月です。

農地区分は「高速自動車国道のインターチェンジから概ね300m以内」の農地で第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号5番から7番までは賃貸借権設定で、九州新幹線西九州ルート of 工事の、作業用道路や資材置場のための一時転用です。企業体は2社です。以前に転用許可を受けたものの延長申請です。貸借の期間もすべて、令和2年3月までとなっております。

申請番号5番については、貸借期間は令和2年3月24日までです。農地区分は「農用地区域内にある農地」。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの」と判断しております。

申請番号6番についても、貸借期間は令和2年3月24日まで。農地区分は「農用地区域内にある農地」。許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの」と判断しております。

申請番号7番については、貸借期間は令和2年3月31日まで。農地区分が「農用地区域内にある農地」については、許可基準の該当事項は「一時的な利用に供するもの」です。「高速自動車国道のインターチェンジから概ね300m以内」の農地については第3種農地で、許可基準の該当事項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号8番。賃貸借権設定。一時転用です。〇〇町の田1筆、畑1筆、計2筆、1,251㎡。「隣接する水路の形状変更・補修工事のため、重機置場や作業場として利用したい。」という事で申請されています。場所は〇〇〇〇の近くです。複線化工事に伴って水路の補修・形状変更をされておりますので、それに伴う一時転用の申請です。貸借の期間は令和2年4月15日までです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

一時転用の申請は通常、支店長名でされる場合が多いですが、この件については、本社から委任を受けた現場代理人からの申請です。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

事務局長

1番の工業団地について補足いたします。農地を農地以外の目的に転用する場合には、農地法に基づく県知事の許可が必要ですが、例外の規定があり、例えば市が道路・河川・堤防・水路・その他の施設の敷地の用に供する場合には、許可は不要となっております。しかし工業団地はこの例外規定には含まれておりませんので、武雄市が行う農地転用であっても、農業委員会の審議を経て、県知事の許可が必要となっております。

会 長

事務局の説明が終わりました。1番と2番の案件につきましては、8月27日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和元年8月27日午後1時30分から、武雄市役所3階会議室及び現地にて調査委員会を開催しました。A班及び地元農業委員・推進委員により、議案第2号 農地法第5条の規定による申請2件について審議しました。

まず申請番号1番の「工業団地用地」について、武雄市企業立地課から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、一点目に「申請地内の溜池に流れていた雨水はどのようなのか。」という質疑があり、これに対して「周囲の法面に沿って側溝を設置する。山林からの雨水は側溝で受けて調整池へ貯水し、オーバーフローした水は暗渠を通り道路側溝へ放流される。道路側溝の幅は約1.5mあり、溢れる心配はない。」という回答がありました。

二点目に「区画は何区画か。」という質疑があり、これに対して「4.3haと3.3haの2区画の予定であるが、入る企業の希望によっては区画数の変更を検討する。」という回答がありました。

三点目に「調整池を3段にして、底の1段には常に水が溜まっている状態にし、干ばつの際には放流できるように検討している。」という説明がありました。

以上、質疑等ありましたが調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、議案第2号 申請番号2番の「共同住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望としては、地元委員から「隣接地の方より、『境界確認や工事についての連絡があっていない。』とのことだがどうなっているのか。」と

いう質疑がありました。

これに対して「境界や工事の計画について説明を行い、了承を得るようにする。」という説明がありました。その後、隣接者の承諾書が事務局へ提出されています。

以上、質疑等ありましたが調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 ありがとうございます。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から8番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

では1番について私から説明します。、国道から申請地へ通じる道は元々は農道でしたが、40年前の圃場整備の時代に「ここに工業団地を作ったら」という事で、農地を減歩をして道を2車線にして広くしてあります。それに続く高速道路下のボックスも、大きなものが作られています。というわけで、元々ここに工業団地を造ろうという構想があったという事です。

次に4番についてです。申請地は新幹線の橋脚の隣にあり、形は三角形になっています。現在、新幹線の工事で一時転用されていますが、転用の完了時点で地主さんに引渡しになりますので、それを〇〇さんが購入するという事です。

会 長 他に地元委員さんからございませんか。(なし)。特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 2番の件でお尋ねします。「承諾書が提出された」という説明でしたが、どのような承諾書ですか。

会 長 申請地に隣接して〇〇さんという家があります。地元委員の△△委員が〇〇さんから「隣に集合住宅が建設されると聞いたが私たちには説明がない。」と相談を受けたそうです。

〇〇さんの家は宅地であり農地ではありませんので農業委員会としては本来は承諾を取らなくていいところですが、農業委員会としては1件でもトラブルを減らすために、調査委員会の席で代理人に対して「アパートを建てる以上は、隣接する〇〇さんに計画を説明して『差し支えありません』という承諾をもらってきて下さい。」という条件を付けたところです。

その後、代理人が〇〇さんのお宅へ行き、計画を説明し、承諾をもらってきて、30日に事務局に承諾書の提出がありました。

〇〇番委員 隣接する宅地の方から承諾をいただいたということですね。分かりました。

会 長 他にございませんか。(なし)。無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案2号 農地法第5条の規定による8件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

————— **《議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》** —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出をされています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明します。申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。

〇〇町の田1筆、706㎡です。平成31年3月29日付けで建売分譲住宅として県の許可が出ておりました。ですが、「当初は3区画での計画だったが、平屋住宅の需要が高いと見込まれたため、区画数を2区画に変更したい。」。ということで申請されています。変更後の計画としては、「2階建て住宅1棟、平屋住宅1棟」です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 この案件とは直接関係ありませんが、許可を受けた後に、申請者は変わらないが工事の施工業者が変わるといった事があると思います。そういう場合で

も変更届を出さなければいけないのでしょうか。

事務局 事業計画変更にも色々な種類があります。申請者が事業を別の方に継承する場合には変更届出が必要です。また区画を変更する場合や、面積を拡張・縮小する場合にも変更届出が必要です。

ただ、申請の際に〇〇建設から見積書を出してもらっていたのが、その後の工事は〇〇工務店が行ったというのは、変更届を出してもらう必要はありません。

〇〇番委員 了解しました。

会 長 他にございませんか。(なし。)特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては、承認しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画(案)》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局の説明をお願いします。議案は別冊です。

事務局 別冊の議案第4号農用地利用集積事業計画(案)についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第6号利用権設定計画(案)を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規、 (なし)
再設定、 2件、 2筆、 2,975㎡。

武雄町。 畑(なし)

橘町。 田。新規、 1件、 3筆、 9,337㎡。
再設定、(なし)

橘町。 畑(なし)

朝日町。 田。新規、 (なし)
再設定、 2件、 3筆、 9,190 m²。

朝日町。 畑 (なし)

若木町 (なし)

武内町 (なし)

東川登町。田。新規、 (なし)
再設定、 1件、 1筆、 6,712 m²。

東川登町。畑 (なし)

西川登町 (なし)

山内町 (なし)

北方町 (なし)

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については7ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 利用権に関連して皆さんに相談します。

7月に〇〇地区の祭田のことで相談を受けました。圃場整備の時に「集落名義で田を持ってはいけない」ということで、その祭田を一筆が40m²ないぐらいの小さな田に分けて個人名義にしてあります。その名義が三十数名ぐらいあります。

この祭田について利用権を設定しようとする、一人の耕作者が三十何人の地主の印鑑をもらわないといけませんが、地主の中には既に亡くなっている方もいるし、子供の代になっていてその祭田の存在自体を知らない場合もあって、権利者を探して回らないといけなくなり、「これは困ったね」という話になっています。

事務局に尋ねたところ、やはり「全部の筆から同意をもらわないといけない」ということと、未相続農地は、相続人の過半の同意がないと利用権が設定できない」ということでした。

皆さんのところではこのような事はありませんか。

〇〇番委員 区が法人化して地縁団体になっていれば、区の名義にして、区と賃貸できませんか。

会 長 宅地や雑種地はいいですが、農地は区では持てないはずです。

〇〇番委員 そうでしたね。

会 長 できないものは仕方ありませんね。困った問題ですが、何か良い方法がないか、今後引き続き、みんなで知恵を出しましょう。

〇〇番委員 はい

会 長 他にございませんか。(なし) 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

《議案第5号 非農地証明》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、5件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の畑1筆、田1筆、計2筆、345㎡。「昭和62年頃に、住宅を建てて利用している。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 元々申請地のところが一段低かったわけです。近くに今山川という松浦川の支線が流れています。それで当時の区長が「川から離れたここに家を立て

なさい。」と世話を焼いて、転用の手続とかをせずに建てて、今に至っているというわけです。

申請人も、親の代の事で全然知らなかったそうですが、今回、家を立て直す事になって、農地のままであることが分かったそうです。

会 長 地元委員の補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、1件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地等形状変更届出」について3件の報告が提出されています。この3件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。
届出番号1番。土地は〇〇町の田11筆、畑2筆、計13筆、8,096㎡です。変更理由は「平坦にして柿を栽培したい」。変更内容は「田をかさ上げて畑へ転換。及び畑のかさ上げ」。こちらは昨年、2回にわたって3条で農地を買われ、それぞれ形状変更の届出があっていたものを、工事が終わらなかったということで、今回1本にまとめて、期間をあと1年間延長するものです。

変更時期は令和元年8月5日から令和2年8月14日、かさ上げの高さは1.1m、土量は2,000㎡、施工業者は「〇〇〇〇」です。変更後は柿を作るということです。

届出番号2番。土地は〇〇町の田1筆、畑1筆、計2筆、2,055㎡です。変更理由は「浸水し耕作土が流出して耕作しにくいいため、嵩上げをしたい。」というものです。変更内容は「田の嵩上げ」、変更時期は令和元年8月5日から令和元年11月30日、かさ上げの高さは1.2m、土量は2,466㎡、

施工業者は「〇〇〇〇」です。変更後は水稻を作るということです。

届出番号3番。こちらは2番と並んだ農地です。土地は〇〇町の田1筆、598㎡です。変更理由は「浸水し耕作土が流出して耕作しにくいいため、嵩上げをしたい。」というものです。変更内容は「田の嵩上げ」、変更時期は令和元年8月5日から令和元年11月30日、かさ上げの高さは1.2m、土量は718㎡、施工業者は「〇〇〇〇」です。変更後は水稻を作るということです。

以上報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

〇〇番委員 2番と3番は〇〇町のバイパスの〇〇〇〇から、武雄から言えば左に曲がって〇〇〇〇の前の田です。この工事については特に問題がないと考えましたので印を押ししました。

ただ今回の件でひとつ気になったことがあります。2番と3番は「わのう」です。前聞いたときは、土地改良区がなくなったあとは区長さんが引き継ぐと聞いていたのですが、わのうの形状変更の場合には区長さんからも承認をもらわないといけないのでしょうか。

会 長 わのうといっても個人の所有ですから、区長さんの印までもらう必要はないと考えます。わのうの片方だけが形状変更をしたいとなったら困りますので、その時はお互いに話し合あって解決してもらう必要があります。その時に仲裁に入ったりするのが農業委員になるかと思えます。ですから普通は農業委員だけでいいと思います。もめた場合には区長さんに入ってもらったこともあるかもしれませんが。

〇〇番委員 形状変更に関してお尋ねします。形状変更が出た場合には、農業委員は施工業者と話し合ったりまでしなくてはいけないのでしょうか。工事が終わったその先まで影響がないか考えるのは大切だとは思いますが。農業委員はどころへんまで口を出していいのでしょうか。

会 長 形状変更については審議事項ではなく報告事項となっていますので、その地区の農業委員さんが責任をもっていただきたいと思えます。地元の農業委員が納得していないのに、他の地区の委員が「いいです」とはなりません。周りの地形などを一番知っているのが地元委員であると理解しています。地元委員が嵩上げの影響を心配するのであれば、地主と施工業者さんが一緒になって地元委員が納得するように説明をする義務があると考えます。

〇〇番委員 なかなか難しい問題ですが、了解しました。

会 長 これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《閉会》

■